

国保の安定的な運営のために、ご理解とご協力をお願いします



令和8年度京都市国民健康保険料について

国民健康保険（国保）は、都道府県や市町村が保険者として運営する公的な医療保険制度です。被保険者の皆さまが病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、負担を分け合い、お互いに助け合う制度です。

令和8年度保険料

実際にご負担いただく保険料は、6月下旬に送付する通知書でご確認ください。



		保険料率		
		令和7年度	令和8年度	増△減
医療分	平等割	18,070円	17,930円	△140円
	均等割	29,840円	30,080円	240円
	所得割	8.27%	7.94%	△0.33pt
後期高齢者 支援分	平等割	6,050円	6,180円	130円
	均等割	9,990円	10,360円	370円
	所得割	2.67%	2.66%	△0.01pt
新 子ども 子育て支援分	平等割	-	660円	660円
	均等割	-	1,110円	1,110円
	18歳以上 均等割	-	60円	60円
	所得割	-	0.28%	0.28pt
介護分	平等割	4,940円	5,370円	430円
	均等割	10,090円	11,090円	1,000円
	所得割	2.37%	2.51%	0.14pt

制度については裏面をご覧ください。

※保険料は、医療分、後期分、子ども・子育て支援分、介護分(40～64歳の方のみ)の合計です。



どれくらい保険料が上がるのか、イメージが知りたい。

モデル世帯①

- 65歳以上の1人世帯
- 年金収入有(年額約160万円)

R8年度保険料：27,514円/年
(前年度比+689円)

税制改正(給与所得控除見直し)による減

モデル世帯②

- 40～64歳同士の2人世帯
- 世帯主のみ給与収入有
(年額約150万円)

R8年度保険料：130,680円/年
(前年度比△9,610円)

40～64歳は介護分の保険料を含みます

モデル世帯③

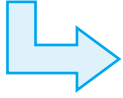
- 40～64歳の夫婦、子の3人世帯
- 世帯主のみ給与収入有
(年額約300万円)

R8年度保険料：351,920円/年
(前年度比+7,996円)

40～64歳は介護分の保険料を含みます

保険料算定にあたって

- 近年では、1人当たり医療費の増加が続く中、保険料の引き上げを抑えてきたことで、医療費と保険料との伸びの差が拡大し、収支不足が深刻化しました。
- 今後も制度を安定的に運営するため、医療費と保険料との伸びの差の縮小が必要です。



令和7年度から、医療費水準に応じた保険料設定に段階的に近づけていきます。

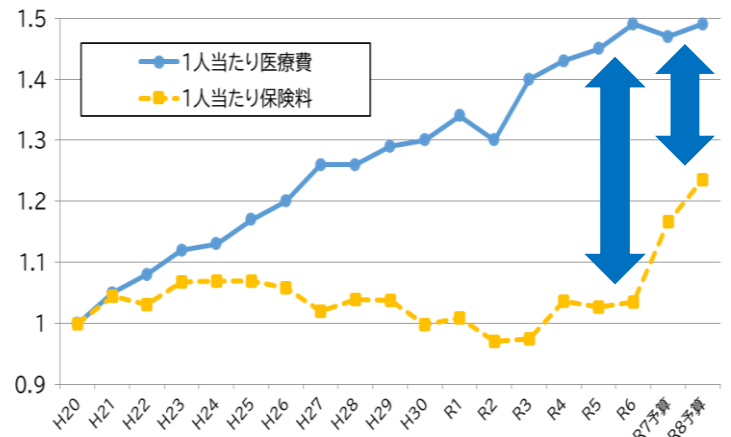


被保険者の皆さまにもご負担をおかけいたしますが、一気に保険料を引き上げるのではなく、段階的な見直しにより激変緩和を行います。

従来からの一般会計の財政支援 64 億円は引き続き確保し、他市町村と比べても同等以上の支援を続けていきます。(令和6年度決算では、被保険者1人当たり約2万9,000円の財政支援を行っており、府内15市で最も高い財政支援額です。)

これ以外に、一般会計からの追加支援を行いながら、5年間で段階的に保険料を引き上げることで、本来の医療費水準に近づけていきます。

▼1人当たり医療費及び保険料の推移

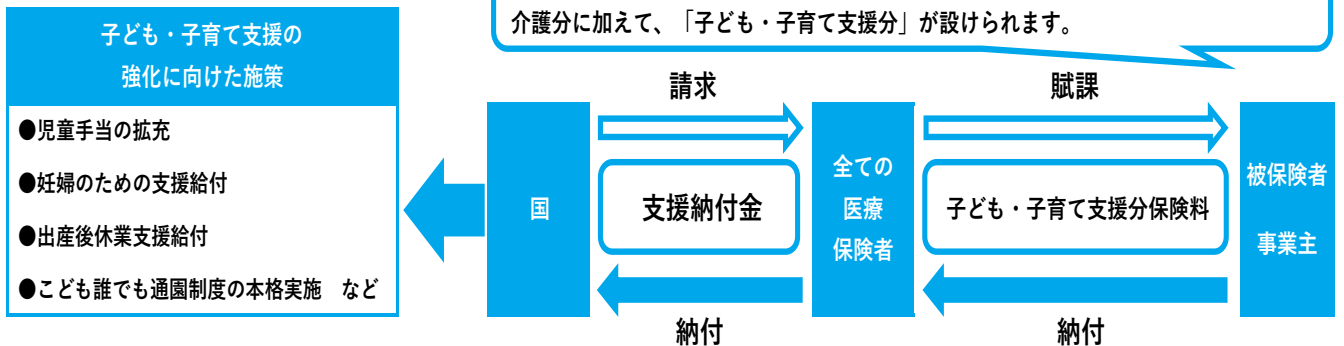


※令和6年度までは決算数値、7年度以降は予算数値

子ども・子育て支援金制度が始まります

本制度は令和8年度に創設され、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な子ども・子育て支援の強化に向けた施策に対する安定した財源を確保するため、**高齢者を含む全ての世代や企業が子ども・子育て支援金を拠出し、社会保障制度の担い手となる子どもの育ちを社会全体で支え合う**ものです。

被保険者の皆さまから納めていただく保険料に、これまでの医療分、後期高齢者支援分、介護分に加えて、「子ども・子育て支援分」が設けられます。



京都市情報館（HP）へのリンクはこちらから

▼国保制度について



▼保険料を試算してみましょう



▼保険料の減額制度について

